

消費生活

No. 131
令和2年1月31日

編集発行 成田市消費生活センター ☎23-1161 成田市花崎町760 市役所2階



◆みんなで食品ロスを減らしましょう

[お知らせ] 成田市消費生活展を開催しました。

令和2年度の成田市消費生活モニターを募集します

消費生活モニターが活躍しています!

平成31年4月に委嘱された消費生活モニターも、委嘱期間は残すところ2か月となりました。毎月の会議では、消費生活相談員や各専門家による消費生活に関する学習会や工場等の視察研修を行い、私たちの暮らしにかかわる様々なことを学んでいます。そして、そこで得た知識を地域における活動などを通じて、市民の皆さんに啓発しています。



視察研修の様子(株)ナリコーグリーンセンター)



ロールプレイングに挑戦



消費生活展に出展しました

みんなで食品ロスを減らしましょう!

まだ食べられるのに廃棄される食品のことを「食品ロス」と言います。

日本全体の食品廃棄物、いわゆる生ごみは2,842万tで、そのうち646万tが食品ロスと推計されています※1。この量は、世界で飢えに苦しむ人々への年間食糧援助量※2の約2倍に相当し、国民1人当たりでは、毎日お茶わん1杯分(139g)の食べ物が捨てられている計算になります。

参考:くらしの豆知識2019年版

※1「食品廃棄物等の利用状況等(平成27年度推計)」農林水産省及び環境省

※2国連WFPによる世界全体の食糧援助量は約320万t(2015年)



この問題に取り組むために、多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進する旨を宣言した、「食品ロスの削減の推進に関する法律(略称:食品ロス削減推進法)」が制定されました。(令和元年5月31日公布、10月1日施行)

◆この法律は?

国・地方公共団体・事業者の責務、消費者の役割、関係者相互の連携協力及び、食品ロス削減のための施策を推進するための基本方針などを策定しています。

第9条 食品ロス削減に関する理解と関心を深めるため、食品ロス削減月間(10月)を設ける。

第14条～19条 基本的施策

- ①消費者、事業者等に対する教育・学習の振興、知識の普及・啓発等
- ②食品関連事業者等の取り組みに関する支援
- ③食品ロスの削減に関し顕著な功績があるものに対する表彰
- ④食品ロスの実態調査、食品ロスの効果的な削減方法等に関する調査研究
- ⑤食品ロスの削減についての先進的な取組等の情報の収集・提供
- ⑥フードバンク活動の支援、フードバンク活動のための食品の提供等に伴って生ずる責任の在り方に関する調査・検討

参考:消費者庁 食品ロスの削減の推進に関する法律の概要

◆なんと!

食品ロスの約半分は家庭から

- ➔①「過剰除去(厚く剥きすぎた野菜の皮など)」
- ②「食べ残し」
- ③「直接廃棄(消費期限や賞味期限切れの食品など)」

★家庭で出来る具体的な食品ロス対策

- ➔食材を使い切り、美味しく食べることです



千葉県では「ちば食べきりエコスタイル」を展開し、「食べきり」と「もったいない」をもう一度考えます。

今日から実践チャレンジ

今すぐできる「食品ロスを減らす取り組み」にチャレンジし、世界の食糧問題の解決と家計の支出を抑えましょう。

◆チャレンジ家庭編

①食材を買いすぎない

→買い物前に冷蔵庫を確認、バラ売りや量り売りを利用

②買ったものは食べきる、使い切る

→定期的に冷蔵庫等を整理し食材を使いきる日を作る

③出来るだけゴミが出ない調理方法を!

→野菜や果物の皮は厚むきしない、皮や切れ端を利用したレシピでもう一品、残った料理をリメイク

④上手な保存方法を知る

→使いきるまで、状態よく保存

※肉 類…空気に触れると酸化し傷みやすくなる→冷蔵庫の特定低温室(チルド室・パシャル室など)で保存し早く使いきる。また、新鮮なうちにラップで包んでジッパー付保存袋に入れて冷凍保存する。

※魚 類…「内臓」や「えら」などを除去し下処理してから冷蔵・冷凍保存する。

※野菜類…乾燥するとしなびるので、野菜室で保存

ジャガイモや玉ねぎ→ネット等に入れ風通しが良い暗い場所で保存
葉物等はゆでる、きのこや薬味はそのまま→冷凍

⑤「消費期限」と「賞味期限」をしっかり理解!

消費期限→期限を過ぎたら食べないほうが良い期限・弁当、サンドイッチ、惣菜など

賞味期限→美味しく食べることのできる期限、期限を過ぎていてもすぐに廃棄せず、自分で食べられるかどうかを判断・菓子、カップ麺、缶詰など



◆チャレンジ外食編

①美味しく食べきれる量を注文しよう

②宴会やパーティーでは食事に集中する時間を作る

→3010運動(乾杯後30分と、お開き10分前は料理を楽しむ)

③それでも残ってしまったら、持ち帰りを検討する

→持ち帰ったら自己責任・生ものや半生は避ける、持ち帰り後は早く食べ、十分再加熱する



◆フードバンク

安全に食べられるのに、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で販売できない食品を企業などから寄贈してもらい、必要としている施設や団体に無償で提供する活動。一般家庭からも食品の提供を呼び掛けている団体もある。

参考:「計ってみよう!家庭での食品ロス」食品ロス削減マニュアル ~消費者庁~

第47回

消費生活展を
開催しました!

8月24日(土)・25日(日)の2日間、ユアエルム成田店1階センタープラザにて、「第47回消費生活展」を開催しました。

今回は「みんなで築こう! 豊かな消費社会を目指して」をテーマに、消費者トラブル、食品、環境、電気・ガス、住宅といった暮らしに役立つ情報を、来場された方々に紹介しました。また、クイズに答えてスタンプを集めるスタンプラリーを行い、多くの方にご参加いただきました。



クイズに答えることができるかな?



実験の様子

令和2年度の「成田市消費生活モニター」を募集します

消費生活モニターは、消費生活に関する学習会や意見交換を中心とするモニター会議(毎月1回程度)や工場視察などを行い、賢い消費者になることを目指すものです。また、地域の消費者のリーダー、そして消費者と行政のパイプ役として、得た知識や情報を広く啓発していただきます。

募集人数 20名以内(選考あり)

申込期限 2月28日(金)

申込方法 所定の申込書に必要事項を記入のうえ、成田市役所商工課に直接提出してください。申込書及び募集要項を希望される方は、市ホームページ(<https://www.city.narita.chiba.jp/download/page152100.html>)または商工課(Tel:20-1622)までご連絡ください。



フードバンクに関する講義の様子

消費生活に関するトラブルでお悩みの方、お気軽にご相談ください。

相談日時/月曜日～金曜日(祝日、年末年始を除く)午前9時30分～午後4時30分

● 成田市消費生活センター(成田市役所 2階) ☎23-1161 ●